

【平成29年度】埼玉県行政不服審査会の答申の内容について

平成30年3月31日現在

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
1	審査請求	平成28年8月23日	平成29年4月17日	生活保護法	平成29年4月17日	平成29年4月28日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第28条第5項の規定に基づく保護申請却下処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
2	審査請求	平成28年10月21日	平成29年5月30日	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	平成29年6月1日	平成29年6月13日	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳に係る障害等級変更不承認決定処分に係る本件審査請求については理由があるため、本件審査請求に係る処分を取り消すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
3	審査請求	平成28年11月18日	平成29年6月14日	国税徴収法	平成29年6月14日	平成29年6月26日	国税徴収法(昭和34年法律第147号)第71条第4項の規定により準用される同法第58条第2項に基づく財産引渡命令処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
4	審査請求	平成28年9月13日	平成29年7月14日	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	平成29年7月14日	平成29年7月28日	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条の規定に基づく特別児童扶養手当資格喪失決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
5	審査請求	平成28年9月9日	平成29年7月14日	児童扶養手当法	平成29年7月14日	平成29年7月28日	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当資格喪失決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
6	審査請求	平成28年7月14日	平成29年8月8日	地方税法	平成29年8月8日	平成29年8月18日	地方税法(昭和25年法律第226号)第11条の8の規定に基づく第二次納税義務の納付告知処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
7	審査請求	平成28年12月1日	平成29年8月30日	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	平成29年8月30日	平成29年9月25日	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第6条の規定に基づく特別児童扶養手当支給停止処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
8	審査請求	平成28年9月27日	平成29年8月4日	生活保護法	平成29年8月4日	平成29年9月26日	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護廃止決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
9	審査請求	平成28年5月24日	平成29年9月15日	生活保護法	平成29年9月15日	平成29年9月29日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定に基づく費用返還決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
10	審査請求	平成28年9月6日	平成29年10月6日	生活保護法	平成29年10月11日	平成29年10月27日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
11	審査請求	平成28年12月21日	平成29年7月7日	生活保護法	平成29年7月7日	平成29年11月10日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第3項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、審査請求の対象となる処分が存在しないため不適法であることから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、本件審査請求は却下すべきである。
12	審査請求	平成28年8月10日	平成29年12月5日	生活保護法	平成29年12月7日	平成29年12月19日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
13	審査請求	平成28年8月23日	平成29年12月28日	生活保護法	平成30年1月4日	平成30年1月26日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定に基づく返還金決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
14	審査請求	平成29年3月9日	平成30年1月17日	身体障害者福祉法	平成30年1月18日	平成30年2月26日	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳交付決定処分に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

No.	不服審査情報				答申情報		
	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	処分根拠法令	諮問受付日	答申日	答申内容
15	審査請求	平成29年8月3日	平成30年3月13日	児童福祉法	平成30年3月15日	平成30年3月23日	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第2号の規定に基づく指導措置決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
16	審査請求	平成29年8月3日	平成30年3月13日	児童福祉法	平成30年3月15日	平成30年3月23日	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第2号の規定に基づく指導措置決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
17	審査請求	平成28年12月24日	平成30年3月13日	生活保護法	平成30年3月14日	平成30年3月26日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第62条第3項の規定に基づく保護停止決定及びこれに伴う過誤払金返還決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。
18	審査請求	平成29年1月12日	平成30年3月13日	生活保護法	平成30年3月14日	平成30年3月26日	生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第9項により準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請に対する却下決定に係る本件審査請求については、本件処分には違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。